

岩美町高齢者世帯等雪下ろし・除雪助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、居住の用に供する住宅の屋根の雪下ろし又は除雪（以下「雪下ろし等」という。）を自力で行うことが困難な低所得の高齢者世帯、重度障がい者世帯、母子世帯等（以下「高齢者世帯等」という。）に対し、雪下ろし等の経費の一部を助成することにより、高齢者世帯等の安全の確保と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 岩美町内に住所を有し（施設入所等で一時的に住所を移している場合も含む。）、当該年度の市町村民税非課税世帯で次の各号に掲げる世帯。

(1) 次のアからエのいずれかに該当する者のみで構成される世帯又はアからエのいずれかに該当する者と18歳未満の児童とで構成される世帯

ア) 65歳以上の者

イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その等級が1級又は2級の者

ウ) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けた者

エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その等級が1級又は2級の者

(2) 母子世帯

(3) その他町長が特に必要と認める世帯

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯は、助成の対象としない。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、雪下ろし等を行う業者が実施した次の各号に掲げる経費とする。

(1) 住宅の屋根の雪下ろし及び玄関前又は通路等に下ろした雪の生活上必要最小限の片付けに要した経費

(2) 玄関から生活道路までの除雪に要した経費

(3) 家屋への被害の恐れがある場合、その家屋の周囲の除雪に要した経費

2 雪下ろし等の実施においては、町内業者への発注に努めなければならない。

(助成の内容)

第4条 助成金の額は、1世帯あたり1回20,000円を限度とする。ただし、前条第1項第1号から第3号の二つ以上の作業を同時に実施した場合も1回とし、雪下ろし等に要した経費が1回20,000円に満たない場合は、その支払額の全額を助成するものとする。

2 この事業により、助成を受けられる回数は同一年度内に2回までとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、岩美町高齢者世帯等雪下ろし・除雪助成金交付申請

書（様式第1号）に、対象経費に係る領収書（写）と雪下ろし等前後の写真を添付して、町長に申請するものとする。

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、助成金の交付の可否を決定し、岩美町高齢者世帯等雪下ろし・除雪助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第7条 前条による助成金交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、請求書（様式第3号）により、町長に請求するものとする。

2 町長は、交付決定者から前項に規定する請求があったときは、請求の内容を審査し、助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 助成金の交付申請にあたり、偽りその他不正な行為があったとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年12月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。